

援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

(経済的状況によらず学びの機会を確保するための支援)

- 子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

(指導体制・ICT環境等の整備)

- 我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の仕事時間は国際的に見て長くなっていることに加え、教師不足の問題が顕在化している。本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化・複雑化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、令和4（2022）年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた待遇等の在り方を検討していく必要がある。
- 加えて、ICT環境の充実は計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT支援員の配置、GIGAスクール運営に係る体制の強化、教師のICT活用指導力の向上等、GIGAスクール構想を更に推進していく必要がある。
- さらに、学校教育の成否を左右する教師について、その質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える仕組みを構築する必要がある。
- これらの取組を推進していくためには、地方教育行政の充実を図ることが必要であり、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と首長部局の連携等を推進することが求められる。

- 大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RAの活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

(NPO・企業等多様な担い手との連携・協働)

- 「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要な学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外の様々な機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。
- その際、地域によっては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点やICTの活用を組み合わせて取り組んでいくことも重要である。また、学校と学校外の多様な担い手をつなぐコーディネーターの役割も重要となる。
- また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るために取組を引き続き推進する必要がある。
- こうした取組の推進に向けて、文部科学省と関係省庁との連携も必要である。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)

- 目指すべき新しい時代の姿として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応しデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
- また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

(私立学校の振興)

- 建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の振興は重要であることから、私学助成の性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色的発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化することが重要である。また、寄附金収入等の多元的な資金調達のための環境整備や、各学校法人が、自ら経営状況を的確に分析し、早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施するなど、私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することが重要である。

(児童生徒等の安全確保)

- 「第3次学校安全の推進に関する計画」²⁰に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

(こども政策との連携)

- 令和5年4月に施行されるこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携²¹を図りながら取り組む必要がある。

(各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ)

- 計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやパブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び

²⁰ 「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）

²¹ 例えば、こども家庭庁における、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定、第三者性の確保や重大事態への対応改善などのいじめの防止対策の体制強化、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みづくりなどとの連携。

首長部局)、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

III. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

(1) 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- 教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。
- 特に、教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであって、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえた教育活動が行われている。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。
- また、他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性がある。こうしたことにも留意しつつも、エビデンスを踏まえた取組により国民の理解が得られるよう、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、るべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。その際、定量調査のみならず、定性調査を含めて調査手法を検討し、把握・分析を行っていくことが重要である。
- データなどの調査結果に基づき、教育現場や行政機関、子供、学生、保護者、学習者、研究者、大学等の高等教育機関など多様な関係者が対話を行い、政策や実践の改善につなげていくという視点も重要である。また、これからの社会を見通した教育の在り方や教育政策、実践などについての研究を深化させていくことも重要である。

(教育政策の PDCA サイクルの推進)

- 各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のある PDCA サイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。
- その際、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上と併せて、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適

切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等をしたりしながら、取り組んでいくことが重要である。

(教育政策の企画・立案段階)

- 教育政策の企画・立案段階においては、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。このためには、いわゆるロジックモデルの活用も有効である。過去の取組のフォローアップや政府統計を含む多様なデータとその分析、教育現場との連携等を通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案を行うとともに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、客観的な根拠を把握し生かす仕組みを組み込んでおくことが重要である。
- 同時に、不確実性が高く変化の激しい時代においては、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応することが求められており、政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行うことができる仕組みを立案段階で組み込むことが必要である²²。

(教育政策の実施段階)

- 客観的な根拠を重視した施策を展開するため、以下のような観点を重視する必要がある。
 - ・各施策の進捗状況に関する毎年のフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施する。
 - ・客観的な根拠を重視した施策展開を具現化するため、教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も含め、現場感覚を持って的確に状況を把握し、そこから得られた問題意識や政策ニーズを適切に反映させた企画立案等を行うことのできる行政職員を育成する²³。
 - ・収集したデータや分析結果を学校現場に分かりやすくフィードバックし、教育関係者が教育活動の改善に生かせるよう活用を推進する。
 - ・国と地方公共団体とで、多角的な分析に基づいて、企画・立案などを行った先進事例等に関する意見交換や情報交換を進め、客観的な根拠を重視した施策を推進する。

²² 「行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言（令和4年5月31日）」等において、PDCAサイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることを追求すること、経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ＆エラーで精度を向上する視点等の重要性等が指摘されている。

²³ 育成が必要な資質・能力としては、客観的な根拠（調査、統計、資料）の収集、加工等の方法、政策立案・検証の方法、多様な分析の視点となる学術的な知識を想定している。育成に当たっては、国等が行う講習会や、放送大学を活用するとともに、地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等も重視する必要がある。

(教育政策の評価・改善段階)

- 政策の評価段階においては、指標の活用等により、各目標の進捗状況を検証、評価する。後述の目標 16 も踏まえつつ教育振興基本計画のフォローアップを実施するとともに、政策評価との整合性を持って実施するよう連携を進めることが重要である。
- 政策の評価に当たっては、関連の深い複数目標間で達成状況を比較したり、相関関係を分析したりするなど、目標横断的な視点からの分析にも留意する必要がある。
- 政策の評価・分析にとどまらず、必要に応じて政策運用の改善や政策手段の入替えを行う等、より効果的・効率的な施策の実施へと改善を図ることが重要である。その際、過去の事例にとらわれず、柔軟に見直しを行うことが重要である。さらには、次期の教育振興基本計画につなげることで、不断の検証改善サイクルの確立を図ることが必要である。
- 政策の評価に当たっては、同種の評価や調査等が重複し、施策担当や教育現場の負担が過度に生じることのないようにすることが重要である。また、調査内容の見直しを含め、適切なデータ収集に努めることが必要である。

(客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成)

- 客観的な根拠を重視した政策の推進を図るためには、そのための基盤形成が重要である。このため、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、教育政策に関する EBPM²⁴を推進するための環境整備を進めるとともに、国立教育政策研究所において客観的な根拠に基づく政策に資する研究を行う体制整備を進める必要がある。
- 総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくりのため、多様な分野の研究者との連携を強化しつつ、国による調査の内容・方法の抜本的改善²⁵等に取り組む²⁶とともに、オープンデータを推進することが必要である。
- 児童生徒 1 人 1 台端末環境の実現が進む中で、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた対話、政策の評価・改善等を行う²⁷等、教育データの利活用を促進するための方策について検討を進める必要がある。

²⁴ 証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、EBPM の取組強化を図ることとしている。

²⁵ 第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づく文部科学省で実施する統計調査の改善を図る。

²⁶ インタビューや文献による調査、縦断調査や経年調査等について、外部機関の活用も含め、教育現場の負担にも配慮しながら、調査に応じた適切な方法を検討して実施するなど、調査内容・方法を抜本的に改善することが必要である。

²⁷ その際、全体の状況や傾向等を把握することを目的とし、具体的な個人等を特定できるような情報は用いない。

(2) 教育投資の在り方

(「未来への投資」としての教育投資の意義)

- 教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、ウェルビーイングを実現するものであると同時に、教育の成果は、単に個人に帰属するのみならず広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものである。
- 教育・人材育成を通じた「人への投資」は成長への源泉であり、国や企業による教育機関や個人への投資は、それを受け立場に立てば分配の意味を持つ。デジタル化の一層の進展など社会が大きく変革する中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を發揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」にはほかならない。人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を図る必要がある。
- すなわち、教育投資は個人及び社会の発展の礎となる「未来への投資」であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。
- その際、教育投資がもたらす効果には、経済的な効果のみならず、新たな価値の創造や未来への志向性、共生社会の実現、地域コミュニティの形成といった社会の持続・発展に不可欠でありつつも必ずしも数値化できない重要な効果もあることに留意が必要である²⁸。また、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面におけるCSR活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることにも留意が必要である。
- 特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努めることなどにより、寄附文化を醸成する必要がある。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなってしまっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

(第3期計画までの教育投資の状況)

- 第3期計画期間においては、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度の創設等により、教育費負担の大幅な軽減が図られた。また、GIGAスク

²⁸ ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的効果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

ール構想による1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実、博士後期課程学生に対する経済支援の拡充、学校施設の耐震化の推進など、年々財政状況が厳しくなる中にあっても必要な財源を確保し取組を進めてきた。こうした教育投資の成果として前述の第3期計画期間中の成果と課題に示した国際学力調査における高い学力水準の維持や進学率の向上、教育環境の整備が図られてきている。

- 教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD諸国の平均が4.4%であるのに対して我が国は3.0%（いずれも令和元（2019）年度）となっている²⁹。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD諸国の平均10,161ドルであるのに対して我が国は8,944ドル（いずれも令和元（2019）年度）となっている³⁰。また、租税負担率（対NI（国民所得）比）は、OECD諸国の平均35.4%であるのに対して、我が国は25.8%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模やGDPの規模など様々な要素を勘案する必要があり³¹、単純に判断することはできないが、政府

²⁹ 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

³⁰ 教育機関に対する支出の数値である。

³¹ <公財政教育支出のGDP比（令和元（2019）年度）>

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）

・就学前～高等教育段階	日本：3.2%	OECD平均：4.9%
・就学前教育段階	日本：0.1%	OECD平均：0.5%
・初等中等教育段階	日本：2.4%	OECD平均：3.2%
・高等教育段階	日本：0.6%	OECD平均：1.2%

（出典）「図表でみる教育（2022年版）」（OECD）、就学前教育段階はOECD stat、就学前～高等教育段階は文部科学省による試算。

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<在学者一人当たり公財政教育支出（令和元（2019）年度）（GDP購買力平価による米ドル換算）>
(奨学金等の個人補助を含まない)

・初等～高等教育段階	日本：8,944ドル	OECD平均：10,161ドル
・初等中等教育段階	日本：9,683ドル	OECD平均：9,848ドル
・高等教育段階	日本：6,364ドル	OECD平均：12,235ドル

（出典）「図表でみる教育（2022年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<在学者一人当たり公財政教育支出対国民1人当たりGDP比（令和元（2019）年）>
(奨学金等の個人補助を含まない)

・初等～高等教育段階	日本：21.1%	OECD平均：21.4%
------------	----------	--------------

（出典）「Education at a Glance 2022」より算出

<学校教育費等の公私負担割合（令和元（2019）年度）>

・就学前教育段階	日本：公費66%，私費34%
----------	----------------

においては、現下の様々な教育課題に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

(本計画期間における教育投資の方向性)

① 教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- 第3期計画期間までに実施されてきた、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を引き続き着実に実施する。さらに、高等教育段階においては、令和6年度から、給付型奨学金と授業料減免について、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大するとともに、卒業後の所得に応じて奨学金を柔軟に納付できる仕組みを創設することとし、制度設計の検討を踏まえ、必要な制度改革等を行う。

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- 人生100年時代やSociety 5.0の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、幼児教育、義務教育、後期中等教育までの初等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、質の高い

・ 初等教育段階	OECD 平均：公費 83%，私費 17% 日本：公費 99%，私費 1%
・ 前期中等教育段階	OECD 平均：公費 92%，私費 8% 日本：公費 94%，私費 6%
・ 後期中等教育段階	OECD 平均：公費 91%，私費 9% 日本：公費 82%，私費 18%
・ 高等教育段階	OECD 平均：公費 87%，私費 13% 日本：公費 33%，私費 67% OECD 平均：公費 66%，私費 31%

(出典)「図表でみる教育(2022年版)」(OECD)、初等・前期中等・後期中等教育段階はOECD.Stat
※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<総人口に占める在学者の割合(令和元(2019)年度)> ※文部科学省による試算、初等～高等教育段階

・日本：13.5% OECD 平均：20.3%

(出典) OECD.Stat

<生産年齢人口(15～64歳)に対する高齢人口(65歳以上)の割合(2020年、2040年)>

・2020年 日本：0.48 先進国：0.30
・2040年 日本：0.65 先進国：0.42

(出典)「世界の統計2022」(総務省統計局)より算出

<国民負担率・租税負担率(対NI(国民所得)比)の状況(令和元(2019)年度)>

・国民負担率 日本：44.4% OECD36か国平均：49.7%
・租税負担率 日本：25.8% OECD36か国平均：35.4%

(出典)日本：「国民経済計算」(内閣府)等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」(OECD)

※OECDは一部のデータが2015年、2017年。

学びを行うことができる環境を整備することが必要である。このため、特に、以下ののような点について、教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

- 初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の着実な実施や教員研修の高度化の推進、GIGAスクール構想について端末活用の推進や自治体間格差の解消に向けた取組を推進する。特に、教師は教育の根幹であり、教職の魅力向上を通じて優秀な人材を確保し、教師がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現する必要がある。また、ICT環境の充実や地域の実情に応じた部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を含む学校と地域との連携・協働を図る。

学校における働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和4（2022）年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握した結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇等の在り方を検討するとともに、支援スタッフの配置を含む学校の望ましい指導体制の構築、校務DXの推進に向けた環境整備等を進める。

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現することが重要である。このため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を推進する。

- 高等教育段階においては、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進める。国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める。また、デジタル、グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。

さらに、世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法に基づき、10兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。

加えて、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの多様化に関する取組を更に促した上で、優秀な博士課程学生に対して支援を図る。

- 人生100年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が職業生活をはじめとした人生の様々な場面において、個人の目標達成や困難の解消のほか、社会的な課題の解決などにつながる学習を行っていくよう、大学等におけるリカレント教育推進のための体制整備をはじめ、多様なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育の実現に向けた環境整備を行う。
- 大学キャンパスは、高度で先進的な人材を育成するとともに、イノベーション・産業振興のハブとなるなど、大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、教育研究活動とその活動の場となる施設整備が一体となった共創拠点を展開できるよう、長寿命化・脱炭素化等の施設整備を計画的・重点的に進める。
- 以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述の教育の姿の実現に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

(国民の理解醸成及び寄附等の促進)

- 教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方について更に検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である。寄附税制上の優遇措置の活用やクラウドファンディングの取組、寄附者や企業とのコミュニケーション、各自治体における学校や教育支援のための寄附募集の取組など、様々な手法を駆使し、教育活動に対する理解を得つつ、寄附の増加や民間資金の更なる活用を推進していくことが求められる。
- また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底とともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

(考え方)

- IIで示した基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。
- このため、本計画においては、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策③目標の進捗状況を把握するための指標を示す。これらの目標は独立したものではなく、相互に関連し合っており、基本的な方針との関係も複層的なものである。各目標及び基本施策の推進に当たっては、計画全体を俯瞰した上で、関連する他の目標及び基本施策との関係に留意しつつ進めることが重要である。
- 国の教育振興基本計画は、教育活動の多くが地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流や民間教育事業者との連携による優れた事例の横展開、地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。
- なお、本計画に示す指標については、以下のことに留意が必要である。
 - ・「今後5年間の教育政策の目標」の状態を表す指標として、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を示すことが必要かつ適切であるものについて、指標として設定したこと。指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
 - ・各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に

取り組んでいくことが求められること。

- ・本計画の期間中においても、より適切な指標の在り方について不斷に検討し、計画期間中であっても指標の見直しを行う柔軟な取扱いも可能とすること。

- さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育大綱の策定に当たり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参照することが定められている。地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、総合教育会議も活用しつつ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、国の設定する指標等も参照しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータも含めた分析による現状把握等により、PDCA サイクルを構築することが期待される。

(目標、基本施策及び指標)

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ・「令和の日本型学校教育」答申で示された個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について、中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会等において検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な取組を進める。

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

- ・新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、

学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図る。

- ・将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進める。

○幼児教育の質の向上

- ・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

○高等学校教育改革

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や探究・STEAM教育、先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。また、オンラインを活用した学校間の共同授業の実施、学校間の単位互換や学校内外の多様な学びの連携を推進するとともに、高等学校と関係機関等との連携協力体制の構築を担う人材（コーディネーター）の配置や育成を推進する。あわせて、生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組み、高等学校教育の質保証を行う。

○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・本体調査の毎年度、悉皆での実施や、経年変化分析調査、保護者に対する調査の継続的な実施を通じ、データ貸与の取組も促進しながら、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図る。また、CBTの特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実によるEBPMの更なる推進を図るために、全国学力・学習状況調査のCBT化を進める。

○大学入学者選抜改革

- ・学力の3要素の効果的な確認や、多面的・総合的な評価を行うため、高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体化的な改革を着実に進めることとし、大学入学者選抜においては、「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を

通じ、引き続き入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。

○学修者本位の教育の推進

- ・「教学マネジメント指針」の考え方を踏まえ、大学が自ら定める「3つの方針」に基づく学修目標の具体化、及びそれを達成する「学位プログラム」の編成・実施、並びに学修成果の把握・可視化、情報公表等を促し、内部質保証の取組を推進する。あわせて、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習（PBL）等の教育方法の工夫や、授業科目の精選・統合等による密度の濃い主体的な学修を目指す取組も促す。これらを通じて、主体的・自律的な学修者としての学生が成長を実感できるよう、各大学における「学修者本位の教育」の実現を推進する。
- ・各高等教育機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、e-ラーニング等の活用、地域でのプラットフォームの形成、大学等連携推進法人制度の活用など、他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。
- ・社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるため、大学生の学修成果や大学全体の教育成果等に関する大学による情報公表を促進する。

○文理横断・文理融合教育の推進

- ・文理横断・学修の幅を広げる教育プログラムを構築・実施する大学等の取組を支援するとともに、その成果等の情報発信を通じて取組の普及・展開を図る。また、高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育を推進する。
- ・大学間連携や地域社会のリソースを結集したプラットフォーム形成を通じて、課題解決を含む文理横断型の教育プログラムを構築し、地域の高度化やイノベーション創出を担う人材を育成する大学等の取組を支援する。

○キャリア教育・職業教育の充実

- ・幼児教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。また、特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及を推進する。
- ・高等教育段階においては、産業界等と連携し、適正なインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学

科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。

- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図る。具体的には必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を行っていく。
- ・大学等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを認定する「職業実践力育成プログラム」の活用を促進するとともに、大学等による組織的・継続的なリカレント教育の実施に向けた支援を行う。

○学校段階間・学校と社会の接続の推進

- ・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組むとともに、中学校と高等学校との接続についても、各地方公共団体等における特色ある取組の情報収集・発信等を通じ、その推進を図る。また、学びの継続と発展・高度化という視点から、高大接続改革の着実な推進を図る。
- ・専修学校と業界団体との連携を更に進め、社会が求める即戦力人材を育成するとともに、中学校と高等専修学校及び高等学校と専門学校の接続を効果的に行うための取組を推進する。

【指標】

- ・知識・技能・思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD の PISA において、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSS においては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。
- ・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合の増加（小6：国語・算数、中3：国語・数学）
- ・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（小6：国語・算数、中3：国語・数学）
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合の増加
- ・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加

- ・幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）の改善
- ・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加
- ・高等学校にコーディネーターを配置する都道府県・指定都市の増加
- ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加
- ・高校生の授業外学修時間の充実
- ・大学生の授業外学修時間の充実
- ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加
- ・主専攻・副専攻制を導入する大学の割合の増加
- ・4学期制を採用する大学の割合の増加
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加
- ・教育研究活動等の改善等の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合の増加
- ・職業実践専門課程の認定校数の増加
- ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数の増加

目標2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

○子供の権利利益の擁護

- ・児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む。

○主観的ウェルビーイングの向上

- ・日本社会に根差したウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図る。

○道徳教育の推進

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生しており、引き続き、いじめ防止対策推進法等の普及浸透、取組の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携を推進するためのいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和5年4月に設置されるこども家庭庁など関係省庁との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- ・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。
- ・誰もが安心できる教育現場を実現するため、いじめの未然防止を含め、問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。また、児童生徒の自殺防止に向けた取組を推進する。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。
- ・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

○発達支持的生徒指導の推進

- ・新たに改訂した生徒指導提要を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。

○生命の安全教育の推進

- ・性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進する。

○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。

○読書活動の充実

- ・子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。

○伝統や文化等に関する教育の推進

- ・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美徳やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。
- ・宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

○青少年の健全育成

- ・青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするために、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。また保護者が、青少年の発達段階に応じ

てインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を講じる。

○文化芸術による子供の豊かな心の育成

・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

【指標】

・主観的ウェルビーイングに関する指標の向上

(指標例)

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）

ほか、幸福感や友人関係の満足度等に関する指標を設定

・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加

・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善

・児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数の減少

・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加

・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる感じている児童生徒の割合の増加

・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加

・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加

・子供の不読率（1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合）の減少

・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加

・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

【基本施策】

○学校保健、学校給食・食育の充実

- ・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・瘦身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、食に関する指導、心の健康に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図る。
- ・学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による学校保健の推進を図る。さらに、関係府省が連携し、学校・教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。
- ・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の資質能力向上を図るとともに、学校給食の実施率向上や、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促す。

○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

- ・社会全体で子供たちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する。
- ・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健

康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

- ・子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。また、総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する。

○アスリートの発掘・育成支援

- ・より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援する。

○体育・スポーツ施設の整備充実

- ・地域において誰もがスポーツを行いやすくするため、地域のスポーツ施設の整備を促進する。あわせて、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを促進するため、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進する。

○スポーツ実施者の安全・安心の確保

- ・スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスマント等を行わず、アスリート等の人間的成长を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。
- ・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を整備する。
- ・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進する。

○スポーツを通じた健康増進

- ・第3期スポーツ基本計画に基づき、性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。

○スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興

- ・東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、

様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図る。

【指標】

- ・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少
- ・卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合の増加
- ・成人・障害者のスポーツ実施率の向上

目標4 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【基本施策】

○日本人学生・生徒の海外留学の推進

- ・グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への機運を醸成する取組を推進する。また、留学する生徒・学生の安全が確保されるよう啓発を図る。
- ・我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。
- ・若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進し、日本の未来を創るグローバル・リーダーを輩出するための日本人生徒・学生の海外留学の経済的負担を軽減するための取組や、産業界、地方公共団体等による既存の留学支援の取組の可視化・情報発信する取組、本制度による留学経験者のコミュニティを社会とつなげ、社会にインパクトを生み出す取組を行い、留学機運の醸

成を図る。

○外国人留学生の受け入れの推進

- ・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受け入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受け入れ環境の整備を推進する。
- ・専修学校への外国人生徒の受け入れを加速化するとともに、卒業後の定着に係る在留資格等の制度改善を図り、地域経済を中心に活躍する高度人材の育成・輩出を図る。
- ・高等専修学校への留学生受け入れの要件については、高等学校と同等の取扱いとし、留学生の受け入れを推進する。

○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

- ・将来、世界で活躍できるイノベーティブなグローバル人材を育成するため、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組を行う高等学校を支援する。
- ・高等教育の国際通用性を高め、世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤を整備するため、外国人教員・留学生の受け入れ環境整備や日本人学生のグローバル対応力強化など徹底した国際化に取り組む大学の改革の促進、海外大学との大学間協定に基づく交流の拡大、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーのプログラム構築の促進、オンラインの効果的な活用を含む国際交流・研究ネットワークの構築・拡大、質の保証を伴う持続可能な国際連携・海外への拠点展開・キャンパスの多様性促進等に取り組む大学等や、国際化に取り組む高等専門学校等への重点的な支援を行う。
- ・グローバル化に対応した素養・能力を育み、国際的に通用する大学入学資格を得られる国際バカロレアについて、教育効果や好事例の波及を通じて、高校での導入に係る支援、及び国内外の優れた人材や多様性の確保のための大学における活用促進等に戦略的に取り組む。

○外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やICTの一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師・外国語指導助手(ALT)配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。
- ・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策

定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCA サイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。

- ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

○国際教育協力と日本型教育の海外展開

- ・知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度などに対しては、引き続き諸外国から高い関心が示されている。関係府省・機関や在外教育施設などの教育機関等と連携して、例えば要望の多い理数系教育など、現地のニーズを分析するとともに、日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供、民間事業者等による活動への支援などを通じ、引き続き日本型教育の海外展開に取り組む。本事業を通じて各国との関係強化と相互理解の促進を図るとともに、水平的で双方向的な学びの機会と捉え、我が国の教育の国際化にも資する取組を推進する。

○在外教育施設の魅力向上

- ・「グローバル人材の原石」である海外で学ぶ在留邦人の子供への教育の機会を確保する観点から、所在国の実態に即した教育資源の活用や、ICT 等を活用した国内外の教育機関との交流といった、在外ならではの特色ある学びを提供する日本人学校をはじめとした在外教育施設の魅力を高め、多様な子供のニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

○芸術家等の文化芸術の担い手の育成

- ・少子高齢化が進行する中、中長期的に我が国文化芸術の担い手の確保、育成を図るため、若手のアーティスト等の活動を支援する。また、国内外で活躍するアーティスト等の育成のため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する現代舞台芸術の実演家等に対する研修や、我が国の若手芸術家等が海外で実践的な研修に従事する新進芸術家海外研修制度の推進を図る。伝統芸能の伝承者を養成・確保するため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する伝統芸能伝承者養成事業の推進を図る。併せて「文化財の匠プロジェクト」を推進し、文化財の修理技術者等の養成・確保を図る。

【指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5 年後目標値： 6 割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 5 年後までに 5 割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍する層の英語力について、高等学校卒業段階で CEFR の B1 レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加
※留学等の国際交流については、教育未来創造会議等の政府全体における議論を踏まえ、指標を設定予定
- ・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加
- ・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加

目標5 イノベーションを担う人材育成

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、イノベーションを担う人材を育成する。

【基本施策】

○探究・STEAM 教育の充実

- ・学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実を図る。
- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めとした高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。
- ・生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援するとともに、その成果の普及を図る。
- ・探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用した STEAM 機能強化や地域展開等を推進する。

○大学院教育改革

- ・「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(平成 31 (2019) 年 中央教育審議会大学分科会) 等に基づき、「3 つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、

優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産業界等とも連携しつつ推進する。

- ・高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、様々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等との連携した教育プログラムの構築を推進する。

○若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、博士後期課程学生の待遇向上とキャリアパスの拡大を図るなど、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する。あわせて、URA等の高度な専門職人材に関する取組や、出産・育児等のライフイベントと研究を両立するためのサポート体制等の充実を進め、大学等における研究環境を整備する。

○高等専門学校の高度化

- ・Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。

○大学・専門学校等における専門人材育成

- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の活用促進を図るとともに、必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を図る。（目標1の再掲）
- ・これからの中時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。
- ・医師の働き方改革や医療DXに向けて、医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。特に、地域医療、感染症、がん医療など社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人材の養成に取り組む。

○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進

- ・高等教育機関において、デジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。また文理を問わず、地域資源や科学技術等を活用した社会課題解決に向けた教育を進める。
- ・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学や企業等と連携しながら、生徒や保護者、教員を対象とした女性研究者等のロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援する。
- ・大学における女子学生・女性教員の在籍・登用状況等の情報公開の促進や、理工系等の分野における女子を対象とする大学入学者選抜の促進を図るほか、理工農系の分野に進学する女子学生への修学支援の取組等を進める。

○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

- ・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会や、国際科学コンテストなど国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。
- ・大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において海外大学等と連携し、科学技術等の活用も含めた実践的なアントレプレナーシップ教育を行うとともに、これまでの成果を全国の大学に展開する。また、各学校段階での、児童生徒の発達段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進に加え、全国の小中高生等へアントレプレナーシップ教育を拡大させるため、拠点都市を中心に、産業界・自治体等と連携した社会課題解決も題材とした教育プログラム等の提供を支援し、将来的には全国の希望する小中高生がアントレプレナーシップ教育を受けられるような環境の醸成を目指す。

○大学の共創拠点化

- ・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーとともに、共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進するため、成長分野への対応、グローバル化への対応等の視点も生かしつつ、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。

【指標】

- ・学部入学者数に対する修士入学者数の割合の増加
- ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合の増加
- ・生活費相当額（年間180万円以上）を受給する博士後期課程学生数の増加
- ・博士課程修了者の就職率の増加
- ・博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加
- ・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加
- ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加
- ・大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加
- ・全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加
- ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加（再掲）
- ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加（再掲）

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養う。

【基本施策】

○子供の意見表明

- ・子供たちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知するとともに、子供の主体性を育む取組を進める。

○主権者教育の推進

- ・平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導

の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ・我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、ESD の目的である「持続可能な社会の創り手」を育む。
- ・ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）をつなぐ重層的なネットワークを強化する。

○男女共同参画の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し男女共同参画を推進する意識を醸成する。

○消費者教育の推進

- ・国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに消費者教育教材の活用を促す。大学等においては、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。また、これらの取組を推進するに当たっては、消費生活センターなどの専門機関と連携を促すことが重要である。

○環境教育の推進

- ・持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。
- ・脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化³²や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進する。

³² 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に

あわせて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図る。

○災害復興教育の推進

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進する。
- ・福島イノベーション・コースト構想に掲げられた人材の裾野を広げるための取組を支援する。

【指標】

- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通じて、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

【基本施策】

○特別支援教育の推進

- ・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- ・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。

削減した建築物。